

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	木村 和子
【住所又は本店所在地】	愛知県名古屋市昭和区南山町
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和5年3月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	キムラユニティ株式会社
証券コード	9368
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所・名古屋証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	木村株式会社
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市千種区堀割2丁目19番地
事務上の連絡先及び担当者名	税理士法人壮美 代表社員税理士 坂野行計
電話番号	052-331-7151

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.7
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年11月1日
訂正箇所	令和5年2月6日付にて提出しました大量保有報告書（提出書類名：変更報告書No.7）につき、本来の提出者が相違していることが判明しましたので、これを取り下げます。

(訂正前)

【表紙】

【氏名又は名称】 木村株式会社

(訂正後)

【表紙】

【氏名又は名称】 木村 和子

(訂正前)

【表紙】

【住所又は本店所在地】 愛知県名古屋市千種区堀割2丁目19番地

(訂正後)

【表紙】

【住所又は本店所在地】 愛知県名古屋市昭和区南山町